

# 空き家の

# 家財道具の処分費用を

# 補助します！

最大5万円

〈手続きの流れ〉

交付申請書の提出

補助金の交付決定

片付けの着手

完了

実績報告書の提出

補助金額確定・支払い

〈補助額〉

最大5万円 ※対象経費の2分の1

〈内容〉

空き家バンクに登録した物件の家財等を処分する際にかかった費用の一部を補助します。

〈対象者〉

対象者—空き家の所有者で、空き家バンクに2年間継続して物件を登録する意思がある方。

〈対象経費〉

空き家内の家財道具等※の収集、運搬および処分に要する経費。

※家具、寝具等生活に供する物品。エアコン、テレビ、冷蔵庫は除く。

〈申請方法〉

空き家バンクへ登録完了後に家財等の処分を依頼する前に次の書類を企画課 地方創生推進グループに提出してください。

提出書類

1. 補助金交付申請書
2. 処分等に関わる費用の見積書
3. 処分予定の家財等の状況写真
4. 市税等納付状況調査同意書

問 : 加賀市企画課 地方創生推進グループ

Tel : 0761-72-7840

Fax : 0761-72-1910

Mail : jinkoutaisaku@city.kaga.lg.jp



詳しくはこちら↑